


# 令和6年度 動物取扱責任者研修



大阪市動物管理センター分室

## 研修にあたって

- 録画、録音はご遠慮ください。
- 見失ったら右下のスライド番号を参考に。
- 研修後、修了証を必ず受け取ってください。
- ご質問があれば研修終了後に個別に受付させていただきます。



1

## 目次

### □ 法改正のおさらい、忘れがちな重要事項

～全事業者の方へ～

- ・資格要件について(経過措置期間終了済)
- ・定期報告届出書は毎年出しましょう!
- ・帳簿の備付、販売時の表示項目もお忘れなく



～犬猫編～

- ・数値規制の復習
- ・健康診断について



### □ 令和4年度改正内容

- ・マイクロチップ義務化



### □ 特定動物について

2

## 法改正のおさらい、忘れがちな重要事項

全事業者の方へ



3

## 法改正のおさらい、重要ポイント

～全事業所の方へ～

### ◆ 取扱責任者要件(経験&知識)

◆ 定期報告届書 ⇒ 犬、猫以外も義務化  
(※対象:販売業、貸出し業、展示業、譲受飼養業)

◆ 帳簿の備付 ⇒ 犬猫以外も義務化、5年保管

◆ 販売時の表示項目 ⇒ イベント時もお忘れなく

4

## ◆ 取扱責任者要件の提出

パターン① : 獣医師または愛玩動物看護師(国家資格)

パターン② : 必要な**経験**と**知識**を証明できる人

経験

知識

学校卒業

・ 第一種動物取扱業の種別に係る半年以上の実務経験  
または  
・ 動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験

・ 第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校等を卒業  
または  
・ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明

資格

5

## 資格一覧

(1/2)

環境省が知識及び技術を習得していることの証明として認めている資格一覧

資格名	団体名	認められる業種別			
1 愛玩動物飼養管理士(1級・2級)	公益社団法人日本愛玩動物協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
2 家庭動物管理士(旧:家庭動物販売士)	一般社団法人全国ペット協会	販売 保管 貸出し		展示	
3 JAHA 認定家庭犬しつけインストラクター	公益社団法人日本動物病院福祉協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
4 動物看護師(3級)	公益社団法人日本動物病院福祉協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
5 公認訓練士	社団法人日本警察犬協会	保管	訓練		
6 公認訓練士	社団法人ジャパンケネルクラブ	保管	訓練		
7 愛犬飼育管理士	社団法人ジャパンケネルクラブ	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
8 GCT(Good Citizen Test)	優良家庭犬普及協会	保管	訓練		
9 実験動物技術者(2級)	社団法人日本実験動物協会	販売 保管 貸出し		展示	
10 乗馬指導者資格(初級)	社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	販売 保管 貸出し		展示	
11 乗馬指導者資格(中級)	社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
12 地方競馬教養センター騎手過程修了者	地方共同法人 地方競馬全国協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
13 愛護動物取扱管理士	社団法人新潟県動物愛護協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	

6

## 資格一覧

(2/2)

環境省が知識及び技術を習得していることの証明として認めている資格一覧

資格名	団体名	認められる業種別			
14 公認馬術指導者資格コーチ	財団法人日本体育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
15 公認馬術指導者資格指導者	財団法人日本体育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
16 競技別指導者資格馬術上級コーチ	財団法人日本体育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
17 競技別指導者資格馬術コーチ	財団法人日本体育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
18 競技別指導者資格馬術指導員	財団法人日本体育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
19 トリマー(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
20 動物看護師(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
21 家庭犬訓練士(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
22 動物介在福祉士(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
23 ペットシッター士(平成21年4月1日以降の取得者に限る)	NPO 法人日本ペットシッター協会	保管	訓練		
24 認定ペットシッター	ビジネス教育連盟ペットシッタースクール	保管	訓練		
25 調教師	地方共同法人 地方競馬全国協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
26 動物取扱士(3級)	NPO 法人九州鳥獣保護協会	販売 保管 貸出し	訓練	展示	
27 小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ(PSG)	販売 保管 貸出し	訓練	展示	

7

## ◆ 定期報告届出書



### 法21条の5第2項

動物等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 当該期間が開始した日に所有していた等の種類ごとの数
- 2 当該期間中に新たに所有するに至った動物の種類ごとの数
- 3 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該区分ごと及び種類ごとの数
- 4 当該期間が終了した日に所有していた動物の種類ごとの数
- 5 その他環境省令で定める事項

・環境省令で定める期間は、**毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。**(提出期間は翌年4月1日より60日以内)

・法第21条の6第2項第2号及び第3号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。



**小動物、鳥類、爬虫類の販売業者、動物の展示業者、貸出業者、譲受飼養業者も対象です！(R2年度より)**

8

## ◆ 定期報告届出書

年度当初に所有していた動物の合計数	〇〇頭					➡ (a)
年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数(生まれた子も含みます)	4月	5月	・	2月	3月	➡ 合計 (b)
年度中に販売若しくは引き渡しをした動物の月ごとの合計数	4月	5月	・	2月	3月	➡ 合計 (c)
年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数	4月	5月	・	2月	3月	➡ 合計 (d)
年度末に所有していた動物の合計数	〇〇頭					➡ (e)

ポイントとしては、 $a+b-c-d=e$ となるはずですよ

9

定期報告届出書の様式および記入例は下記URLからダウンロードできます

大阪市HP:定期報告届出書

「<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000572322.html>」



二次元バーコード



10

## ◆ 定期報告届出書(電子申請)

令和5年から電子申請(行政オンラインアンケートシステム)での提出ができるようになりました!

頭数(所有数、販売数、死亡数)を入力すると年度末の集計を自動で計算するため便利です。ぜひご利用ください。

電子申請URL

「<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/bc1bd95b-abc9-44fd-aa72-2e6c31c2f482/start>」



二次元  
バーコード⇒



11

## ◆ 帳簿の備付

**\* 5年間の保存**

＜必要な記録台帳の種類について＞

	販売業	保管業	貸出業	訓練業	展示業	競り・あっせん業	譲受飼養業
1. 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳	○	○	○	○	○	○	○
2. 繁殖実施状況記録台帳 (繁殖を行う場合)、 および出生証明書 (帝王切開を実施した場合)	○		○		○		
3. 取引状況記録台帳	○	○	○	○	○	○	○
4. 動物の個体に関する帳簿	○		○		○		○
5. 健康診断書 (1年以上継続して飼養する場合)	○		○		○		○

12

今まで、個体台帳は「犬猫の販売業」のみでしたが・・・

- ・ **犬猫以外の動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)にも適用**
- ・ **販売業以外に貸出業・展示業・譲受飼養業にも適用**
- ・ **第二種動物取扱業(譲渡・展示)にも適用**

僕たちにも適用されるんだね!



13

## 動物の個体に関する帳簿の備付け等

**譲受飼養業**

### 法第21条の5

第一種動物取扱業のうち動物の販売、貸出し、**展示**その他政令で定める**扱い**を業として営む者(次項において「動物販売業者等」という。)は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引き渡した日または死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

### 規則第10条の2

- 3 法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から**5年間**保存しなければならない
- 4 前項に規定する保存は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体により行うことができる。
- 5 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

14

参考別紙 4

参考様式 (法第21条の5第1項、施行規則第10条の10関係)

生年月日が不明な場合は推定で記載

第二種動物取扱業 犬猫の個体に関する帳簿

実業者が有利している場合には氏名及び登録番号及び所在地、それ以外の場合には氏名及び所在地を記載

【個体に関する情報】									
管理番号 (名前)	品種	生年月日*	性別	特徴	その他	遺伝性疾患の有無	繁殖者等情報** 氏名(法人名)	登録番号	輸入/譲渡 記録簿
タマキチ	犬	2020.4月上旬	♂	ミケ	不妊済	有	太郎	大阪	大阪 太郎 (TEL: 06-6978-7710)
【所有もしくは占有に関する情報】									
所有年月日	譲渡元(所有元)情報			所在地	病歴	マイクログリップ			
2020年5月10日	上記と同じ	氏名・名称		(TEL: )	(動物名: )	有 無			
【引渡しに関する情報】									
年月日	譲渡先 氏名・名称	所在地	情報提供**	対面説明 視物確認**	署名**	引渡し実施者			
2020年6月30日	関西 花子	大阪府北區中之島1-3-20 (TEL: 06-6208-9996)	実施日 2020年6月30日	○	関西 花子	大阪 太郎			
【飼養保管中に死亡の事実があった場合】									
死亡年月日	死亡の原因								

備考 ※1 輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合には、推定される生年月日及び輸入年月日等  
 ※2 ・輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合には当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地  
 ・譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合には当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地  
 ・譲渡された動物にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を譲渡した場所  
 ※3 「情報提供」欄については、動物の受渡及び管理に関する法律施行規則第10条の9に基づく情報提供を実施し、その実施日を記載すること  
 ※4 「視物確認」、「対面説明」及び「署名」の欄については、動物の現在の状態を見せ対面による情報提供を実施した場合は○印等を記載すること  
 この帳簿は、記載の日から5年間保存すること。

15

【動物に関する情報】 参考別紙2 参考様式

種別・品種	ヒヨドリ	飼育した日	2020年6月1日	数	6
登録情報	氏名(法人名)	大塚 太郎	種別	雑種	15-4978-7710
中継り輸入記録	所在地	大阪府堺市	登録番号(事業)		
		犬登録 1-10-20			
本人の住所	氏名(法人名)				
登録番号(右欄)	所在地				

【記載例】小動物、鳥類、爬虫類

個体ごとでなく、グループごとの管理が可能

名称・登録番号	2020.6.1	性別	口離	口離	口離	数	1	販売時の例
年月日	2020年5月1日	種別又は	2020年6月24日	特種	色が濃い			
(登録済又は輸入日)	登録日							
種別	雑種	性別	雄	登録番号(事業)	15-4209-9999			
氏名(法人名)	大塚 太郎	所在地	大阪府堺市	犬登録	1-10-20			
所在地	大阪府堺市	登録番号(事業)	15-4209-9999					
本人の住所	氏名(法人名)	大塚 太郎	種別	雑種	15-4209-9999			
所在地	大阪府堺市	登録番号(事業)	15-4209-9999					
本人の住所	氏名(法人名)	大塚 太郎	種別	雑種	15-4209-9999			
所在地	大阪府堺市	登録番号(事業)	15-4209-9999					
本人の住所	氏名(法人名)	大塚 太郎	種別	雑種	15-4209-9999			
所在地	大阪府堺市	登録番号(事業)	15-4209-9999					

16

台帳の参考様式及び記入例は下記URLからダウンロードできます

大阪市HP  
【動物取扱業】各種参考様式のダウンロード(記録台帳、標識、識別章等)  
「<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000572272.html>」

二次元バーコード

17

**忘れがちなポイント！**

- ◆ 販売時の表示項目 ⇒ イベント時にもお忘れなく  
「品種」、「標準体重・体長」、「性別」、「生年月日」  
「生産地」、「所有者氏名(自己所有でない場合)」
- ◆ 温度計・湿度計 ⇒ 飼養施設内に設置  
(※犬猫は義務)

18

**忘れがちなポイント！**

- ◆ 事業所内 ⇒ 標識(または登録証)の掲示
- ◆ 事業所外 ⇒ 識別章の携帯を！

※事業所以外では販売不可

業活動の広告には標識と同じ8項目の記載が義務！  
(①氏名又は名称、②事業所の名称③事業所の所在地  
④第一種動物取扱業の種別⑤登録番号⑥登録年月日  
⑦有効期間の末日⑧動物取扱責任者)  
※ホームページチラシの他**ブログ、SNS**も含みます。

19

※記載例

事業所に掲示するだけでなく、**SNS等で広告**する場合も記載を！

①氏名又は名称  
②事業所の名称  
③事業所の所在地  
④種別  
⑤登録番号  
⑥登録年月日  
⑦有効期間の末日  
⑧取扱責任者

様式第9（第7条関係）  
第一種動物取扱業者標識

① 氏名又は名称	大阪 太郎
② 事業所の名称	動物管理センター分室
③ 事業所の所在地	大阪市東成区大今里西 1丁目19番29号
④ 第一種動物取扱業の種別	保管
⑤ 登録番号	123456B
⑥ 登録年月日	令和2年4月1日
⑦ 有効期間の末日	令和7年3月31日
⑧ 動物取扱責任者	大阪 花子

※ 此の標識の大きさは、日本工業規格A4以上とする。

20

## ◆ 罰則等

- 動物取扱責任者の要件不足  
→ **登録取り消し又は6ヶ月以内の業務停止命令**
- 業務の変更届、変更届、犬猫等販売業廃止届出書の未提出  
→ **30万以下の罰金**
- 廃業届、動物販売業者等定期報告届出書の未提出  
帳簿を備え付けていない、5年保管していない  
→ **20万以下の罰金**
- 標識を店頭に掲示していない  
→ **10万以下の罰金**

忘れがちな届出や帳簿には罰則も・・・！  
こんなことにならないように届出等はしっかり行いましょう！

21

## 法改正のおさらい、忘れがちな重要事項

犬猫取扱業者の方へ



22

## 法改正のおさらい、重要ポイント ～犬猫編～

 **数値規制のまとめ**

 **健康診断について**

23

### 数値規制のまとめ - ①ケージについて(サイズ)

図表1 体長・体高イメージ

体長: 胸骨端から座骨端までの長さ  
体高: 地面からキ甲部までの垂直距離

図表2 ケージタイプのイメージ

**運動スペース分離型(ケージ飼養等)**

- 寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定

運動スペース共用可能  
(1日3交代が限度)

**運動スペース一体型(平飼い等)**

- 運動スペースを含む飼養設備(おり・ケージ等)のサイズを規定

24

### ① 運動スペース分離型ケージ

※体長30cmの場合  
ヨコ: 体長の1.5倍  
タテ: 体長の2倍

○1頭当たり必ず確保しなければならない広さ  
○使用期間が長期間にわたる場合、別に運動スペースを作り、1日3時間以上出して運動させなければならない。

高さ: 犬は体高の2倍以上  
猫は体高の3倍以上 1つ以上の棚を設けて2段以上

### ② 運動スペース一体型のケージ等(分離型の運動スペース)

犬: 分離型ケージサイズの6個分  
複数飼養の場合: 頭数×3個

猫: 体高の4倍以上 2つ以上の棚を設けて3段以上

猫: 分離型ケージサイズの2個分  
複数飼養の場合: 頭数個分

※犬 体長30cmの場合  
※猫 体長30cmの場合

25

### 1日3時間以上、運動スペース内で自由に運動させる。・・・その時間とは別に散歩や遊具等で触れ合う。

- 3時間以上の運動合算は→OK  
客とのふれあい時間→含まれない  
飼養施設外の公園や散歩→含まれない
- 散歩、遊具で触れ合う  
家庭動物として必要な社会化を促進するため、3時間以上の運動とは別に、人との触れ合いを行う。

26

図表5 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(犬)

体長 (cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース		体高 (cm)	分離型・一体型 分離型の運動スペース	
	タテ (cm)	ヨコ (cm)	面積 (㎡)	※タテ (cm) ※ヨコ (cm)		高さ (cm)	高さ (cm)
12	24	18	0.26	72	36	12	24
14	28	21	0.35	84	42	14	28
16	32	24	0.46	96	48	16	32
18	36	27	0.58	108	54	18	36
20	40	30	0.72	120	60	20	40
22	44	33	0.87	132	66	22	44
24	48	36	1.04	144	72	24	48
26	52	39	1.22	156	78	26	52
28	56	42	1.41	168	84	28	56
30	60	45	1.62	180	90	30	60
32	64	48	1.84	192	96	32	64
34	68	51	2.08	204	102	34	68
36	72	54	2.33	216	108	36	72
38	76	57	2.66	228	114	38	76
40	80	60	2.88	240	120	40	80
42	84	63	3.18	252	126	42	84
44	88	66	3.48	264	132	44	88
46	92	69	3.81	276	138	46	92
48	96	72	4.15	288	144	48	96
50	100	75	4.50	300	150	50	100
52	104	78	4.87	312	156	52	104
54	108	81	5.25	324	162	54	108
56	112	84	5.64	336	168	56	112
58	116	87	6.06	348	174	58	116
60	120	90	6.48	360	180	60	120
62	124	93	6.92	372	186	62	124
64	128	96	7.37	384	192	64	128
66	132	99	7.84	396	198	66	132
68	136	102	8.32	408	204	68	136
70	140	105	8.82	420	210	70	140
72	144	108	9.33	432	216	72	144
74	148	111	9.86	444	222	74	148
76	152	114	10.40	456	228	76	152
78	156	117	10.95	468	234	78	156
80	160	120	11.52	480	240	80	160
82	164	123	12.10	492	246	82	164
84	168	126	12.70	504	252	84	168

27

図表6 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(猫)

体長 (cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高 (cm)	分離型	
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m <sup>2</sup> )	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		高さ(cm)	高さ(cm)
12	24	18	0.09	36	24	12	36	48
14	28	21	0.12	42	28	14	42	56
16	32	24	0.15	48	32	16	48	64
18	36	27	0.19	54	36	18	54	72
20	40	30	0.24	60	40	20	60	80
22	44	33	0.29	66	44	22	66	88
24	48	36	0.35	72	48	24	72	96
26	52	39	0.41	78	52	26	78	104
28	56	42	0.47	84	56	28	84	112
30	60	45	0.54	90	60	30	90	120
32	64	48	0.61	96	64	32	96	128
34	68	51	0.69	102	68	34	102	136
36	72	54	0.78	108	72	36	108	144
38	76	57	0.87	114	76	38	114	152
40	80	60	0.96	120	80	40	120	160
42	84	63	1.06	126	84	42	126	168
44	88	66	1.16	132	88	44	132	176
46	92	69	1.27	138	92	46	138	184
48	96	72	1.38	144	96	48	144	192
50	100	75	1.50	150	100	50	150	200
52	104	78	1.62	156	104	52	156	208
54	108	81	1.75	162	108	54	162	216
56	112	84	1.88	168	112	56	168	224
58	116	87	2.02	174	116	58	174	232
60	120	90	2.16	180	120	60	180	240

おおよその目安 ↓  
日本猫

数値規制のまとめ - ②ケージについて

【床材】

金網等の肉球を傷つけるもの×

タオルやマットを敷いて使用するのはO  
ただし、タオル等がめくれていると×

【ケージや訓練場】

サビ、割れ、破れ×

適切に管理し、修繕しているものは  
使用可能



数値規制のまとめ - ③従業員数(員数規定)について

留意点

- ・複数の店舗にまたがって勤務している職員はその事業所で働いた時間を常勤換算
- ・引退犬猫は員数規定の対象外
- ・親と同居している子犬・子猫は対象外



ただし、同居していてもすぐに販売できる状態の子犬・子猫は員数規定の対象なので注意！！

犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当

参考表① (1人当たり犬20頭、猫30頭)本則別表をもとに作成

従業員1人あたりが飼養できる  
犬、猫の頭数

犬のみ: 20頭(繁殖犬15頭まで)  
猫のみ: 30頭(繁殖猫25頭まで)  
犬猫混合: 右表参照

したが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、まず「犬の頭数」に着目したが、逆に「猫の頭数」から見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は1つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に1つに決まることとなる。

飼養または保管する犬の頭数	区分	
	うち繁殖の用に供する頭数	飼養又は保管する猫の頭数
0	0	30
1	1	29
2		28
3	2	27
4	3	26
5	4	25
6		24
7	5	23
8	6	22
9	7	21
10		20
①11	①8	19
12	9	18
13	10	17
14		16
15	11	15
16	12	14
17	13	13
18		12
19	14	11
20	15	10



勤務形態	氏名	1週目							合計
		1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	
常勤	A	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			40.0
非常勤	B					4.0	8.0	8.0	20.0
非常勤	C		4.0	4.0	4.0				20.0
常勤職員の人数									1
非常勤職員の勤務延時間									40
常勤換算方法による人数		非常勤職員の勤務延時間数/常勤職員の勤務すべき時間数(40)							1
合計		常勤職員の人数+常勤換算方法による人数							2

上記(常勤職員1名、非常勤職員2名)の場合  
 非常勤職員の勤務延時間数：B氏(20時間)+C氏(20時間)=40時間

常勤換算方法による人数の求め方  
 非常勤職員の勤務時間数/常勤職員の勤務すべき時間数(40)  
 =(20時間+20時間)÷40時間=1人

すなわち、常勤職員1名+常勤換算方法による人数=1人+1人であるため、この施設での従業員数は**2人**になります。

**32**

### 数値規制のまとめ - ③展示方法・輸送について

#### 休息

- 休息できる設備に自由に移動できる状態をつくる。
- もしくは、顧客の視線を避けられる環境で休息させる。  
(展示が**6時間を超える**場合。目安1時間程度)

顧客の接触や視線あり  
 過剰な音響や照明 ⇒ 休息できる環境ではないので**X**

#### 輸送

- 犬猫を販売(譲渡・貸出し)する際は、**輸送後の飼養施設で2日間以上、健康状態を目視によって観察した個体を販売(譲渡・貸出し)する。**(輸送されてきてすぐは販売等はできません)

**33**

### 数値規制のまとめ - ④繁殖回数

#### 犬(メス)

**生涯出産回数は6回まで**  
**交配時の年齢は6歳以下**  
 ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

#### 猫(メス)

**交配時の年齢は6歳以下**  
 ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

- ※ 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、**5年間保管**する。
- ※ 帝王切開を実施した場合は、獣医師による**出生証明書と診断書を5年間保管**する。
- ※ 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖を行う。

**34**

図表20 繁殖実施状況記録台帳

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 貸出し 展示  
 動物の種類

交配等年月日	種(個体識別番号、名称等)	種(個体識別番号、名称等)	出産・産卵予定日	出産・産卵年月日	出産・産卵回数	出産・産卵後の雌の状態	新生子・卵の状態	犬又は猫に係る記入欄			備考
								種の出産時の年齢	種の出産回数	今後繁殖の用に供する可能性(繁殖に供することをやめた年月日)	
						健康 疾病等: 死亡等:	健康 疾病等: 死亡等:	産 回 目	有・無 ( )	有・無 ( )	

備考  
 1 「種」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。  
 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日等を記入すること。  
 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。  
 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあつては、孵化年月日又は期間を併記すること。  
 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

**35**

## 法改正のおさらい、重要ポイント ～犬猫編～



### 数値規制のまとめ



### 健康診断について

## 健康診断

年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせる。  
診断書を5年間保存する。  
繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせる。

・対象：今まで1年以上継続して飼養又は保管を行ってきた犬猫でこれからも業に供する個体。  
販売業だけでなく、展示業、貸出業、譲受飼養業も対象。

・診断書の保管は対象の個体がいなくなっても。

・診断書の参考例は次のスライド。  
あくまで目安として使用。様式問わない。  
獣医師が獣医師法に基づいて作成。  
必要な場合はさらなる詳細の検査や治療を行う。



#### 診断書(参考例)

実施した個体:  
診断結果: 健康・治療の必要あり(別見等)  
今後の繁殖の適否: 適・否 ※繁殖に供する個体の場合  
今後の飼育において留意すべき事項等:  
(別見等)  
年 月 日  
獣医師の氏名:  
動物病院等の名称:  
所在地:  
電話番号:  
健康診断において、特にチェックが必要な内容

異常	有	無
飼育		
目視の確認		
身体の確認		
血液検査		
尿検査		
糞便検査		

#### 一般的な検査の例

健康診断項目	
体重測定	BCSの確認
視診	
触診	
聴診	
血液検査	血液検査
	血液化学検査
	尿検査
	糞便検査

かかりつけの獣医さんを  
決めておくと相談しやすい



◆ 数値規制のより詳しい内容は、  
こちらを参考にしてください

↓  
環境省ホームページ

「[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_dat/a/pamph/r0305a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_dat/a/pamph/r0305a.html)」

二次元  
バーコード



これを読めば、  
施設監視の時にどこをチェックされるか丸分かりだね!

(環境省ホームページより)

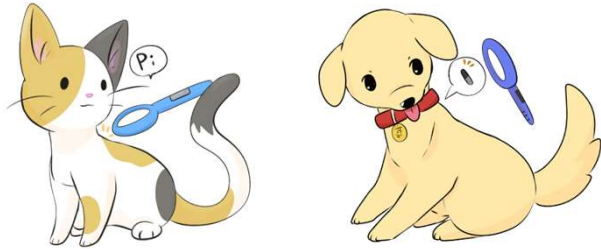
動物取扱業における  
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針

～守るべき基準のポイント～



## 令和4年度改正

# マイクロチップ(MC)



40

2019年改正!

法第39条の2～第39条の26

## マイクロチップの装着等の義務化

- ①犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化  
※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定
- ②MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化
- ③狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）
  - MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知
  - 装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす  
(第39条の7)
- ④都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）
- ⑤環境大臣による指定登録機関の指定
  - 大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる
  - 環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う
  - 登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る

41

(施行日) 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(第39条の10～26)

## 指定登録機関

法第39条の10第1項に規定された「指定登録機関」については、令和3年6月15日より「**公益社団法人 日本獣医師会**」と定められています。

法で定められている登録機関

公益社団法人 日本獣医師会

民間の登録機関

AIPO Fam JKC等

これらの団体に登録していても、**法の義務を満たしているとは言えない**ので注意!!

42

## マイクロチップの装着等の義務化

### マイクロチップって?

- ・所有者情報の登録（15桁の番号）
- ・直径2mm、長さ約8～12mm
- ・半永久的に使用できる（電池不要）
- ・専用のインジェクターで体内に注入する
- ・注入にあたって鎮静剤や麻酔薬などは通常必要ない
- ・埋込場所は、背側頸部皮下（犬やねこの場合）
- ・犬は生後2週齢、ねこは生後4週齢頃から埋込み可
- ・費用は数千円程度（動物病院によって異なる）
- ・埋込みは必ず獣医師（又は獣医師の指示の下、愛玩動物看護師）が実施（獣医療行為に該当）

※環境省HPより抜粋



【参考】

・犬と猫の飼育頭数は1,855万2千頭（犬：890万3千頭、猫：964万9千頭）  
（2018年10月、一般社団法人ペットフード協会）  
・マイクロチップ登録数：1,484千件（犬：1,183千件、猫：296千件、その他：4千件）  
（2018年3月環境省 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた検討について）

43


### R4.5.31までに所有していた犬猫について


マイクロチップの装着は**努力義務**となります。ただし、マイクロチップを既に装着している場合は登録機関へ登録することが**義務**となります。


		販売者	
		マイクロチップ	登録情報への登録
令和4年5月31日までに所有していた犬猫を販売	装着なしの場合	努力義務	- (装着した場合は義務)
	装着済の場合	(済)	義務
令和4年6月1日以降に所有することになった犬猫を販売		義務	義務

44

### R4.6.1以降、新たに取得した犬、猫へのマイクロチップの装着 (法第39条の2)

 取得した犬猫が生後91日以上の場合  
取得した日から**30日以内又は販売(譲渡し)の日**までのうち、いずれか早い方の日までに装着する必要があります。

 取得した犬猫が生後90日以内の場合  
**販売(譲渡し)の日**までに装着する必要があります。  
なお、生後91日以降も飼育し続ける場合は生後120日までに装着する必要があります。



		販売者	
		マイクロチップ	登録情報への登録
令和4年5月31日までに所有していた犬猫を販売	装着なしの場合	努力義務	- (装着した場合は義務)
	装着済の場合	(済)	義務
令和4年6月1日以降に所有することになった犬猫を販売		義務	義務

45

## 装着証明書

種別第 22 (第 1) 条の 5 第 1 項 第 1 号

マイクロチップ装着証明書

動物の健康及び安全の保持上支障が生じる場合を除き、装着されたマイクロチップを取り外してはいけません。

1. マイクロチップの識別番号	マイクロチップの識別番号(マイクロチップの製造番号)
2. 犬又は猫の名	
3. 犬又は猫の別	性別 (性別)
4. 犬又は猫の品種	品種 (品種)
5. 犬又は猫の毛色	毛色 (毛色)
6. 犬又は猫の生年月日	生年月日 (生年月日)
7. 犬又は猫の性別	性別 (性別)
8. マイクロチップの装着日	装着日 (装着日)
9. マイクロチップの装着した施設名及び所在地	施設名及び所在地 (施設名及び所在地)
10. マイクロチップを装着した施設の電話番号	電話番号 (電話番号)
11. マイクロチップを装着した獣医師の氏名	獣医師の氏名 (獣医師の氏名)

・MC装着の際、**獣医師**に交付してもらう  
【記載項目】

- ①犬又は猫の名
- ②犬又は猫の別
- ③犬又は猫の品種
- ④犬又は猫の毛色
- ⑤犬又は猫の生年月日
- ⑥犬又は猫の性別
- ⑦①～⑥のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- ⑧マイクロチップの装着日
- ⑨マイクロチップを装着した施設名及び所在地
- ⑩マイクロチップを装着した施設の電話番号
- ⑪マイクロチップを装着した獣医師の氏名


マイクロチップの登録

本県のマイクロチップ登録機関

環境省 登録申請書

登録申請書 申請書

https://reg.mc.env.go.jp



46

## 取り外しの禁止(法第39条の4)

犬猫の健康及び**安全の保持上支障が生じる場合**を除き、装着されたマイクロチップを取り外してはいけません

↓

**具体的には**

- ・装着部分周辺の適切な治療に支障が出ると獣医師が判断する場合
- ・MRIなどの画像診断に影響があると獣医師が判断する場合 etc


## 装着後の登録 (法第39条の5)

マイクロチップを装着したら**30日以内**、又は**販売(譲渡し)**の日までのうち、いずれか早い方の日までに、環境大臣の登録を受ける必要があります。  
なお、登録には獣医師が発行した「マイクロチップ装着証明書」が必要となります。

登録手数料

電子申請: 400円 書類申請: 1400円

← 環境省 マイクロチップデータベース  
(<https://reg.mc.env.go.jp/>)



47

法第39条(5)の申請(登録)

環境大臣(指定申請機関) 様

申請書 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
電話番号

登録申請書

動物の保護及び管理に関する法律第39条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり掲げる犬又は猫の登録を申請します。

1 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号

2 登録を受けようとする者の氏名(個人)

3 登録を受けようとする者のメールアドレス

4 犬又は猫の種別

5 犬又は猫の名

6 犬又は猫の性別

7 犬又は猫の品種

8 犬又は猫の毛色

9 犬又は猫の生年月日

10 犬又は猫の種類

11 犬又は猫の性別

12 法第39条(5)の申請(登録)に関する事項

13 法第39条(5)の申請(登録)に関する事項

14 申請書に提出する写真(登録を受けようとする者の申請書に提出する写真とは異なる場合)

15 犬名(個人にあっては、姓及び氏名(姓の氏名))

16 種別(個人にあっては、種別)

17 性別(個人にあっては、性別)

18 電話番号

19 第一種動物取扱業者(「第一種動物取扱業者」又は「第二種動物取扱業者」の場合)

20 第二種動物取扱業者(「第一種動物取扱業者」又は「第二種動物取扱業者」の場合)

21 種別

22 性別

23 登録

24 種別

25 性別

26 登録

27 種別

28 性別

29 登録

30 種別

31 性別

32 登録

33 種別

34 性別

35 登録

36 種別

37 性別

38 登録

39 種別

40 性別

41 登録

42 種別

43 性別

44 登録

45 種別

46 性別

47 登録

48 種別

49 性別

50 登録

51 種別

52 性別

53 登録

54 種別

55 性別

56 登録

57 種別

58 性別

59 登録

60 種別

61 性別

62 登録

63 種別

64 性別

65 登録

66 種別

67 性別

68 登録

69 種別

70 性別

71 登録

72 種別

73 性別

74 登録

75 種別

76 性別

77 登録

78 種別

79 性別

80 登録

81 種別

82 性別

83 登録

84 種別

85 性別

86 登録

87 種別

88 性別

89 登録

90 種別

91 性別

92 登録

93 種別

94 性別

95 登録

96 種別

97 性別

98 登録

99 種別

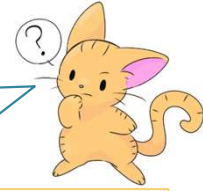
100 性別

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

48

## 装着後の登録 (法第39条の5)

「第一種動物取扱業」と「第二種動物取扱業」を両方取得している場合、どっちで登録したらいいの?



**第一種が「犬猫販売等販売業」である場合**

**「第一種動物取扱業」で申請してください**

**上記以外の場合**

**任意(第一種or第二種)の申請事項で申請してください**

49

## 装着後の登録 (法第39条の5)

法第39条の5 第8項  
登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更が生じたときは、環境省令で定めるところにより、**変更を生じた日から30日を経過するまでに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。**


**環境省令で定める事項**

- ①氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②電話番号
- ③登録している犬猫の所在地
- ④登録を受けた者のメールアドレス
- ⑤犬猫の名前
- ⑥犬猫の毛色
- ⑦その他犬猫の特徴となるべき事項
- ⑧マイクロチップの識別番号
- ⑨登録事項の変更の場合は、変更した事項(事項の新旧を明示すること)

50

## 変更登録(法第39条の6)

マイクロチップが装着され、登録を受けた犬、猫を購入(譲受け)した場合、新たな所有者は**30日以内**に所有者情報等を変更登録する必要があります。



販売の際には左の登録証明証を購入者へ渡し、登録情報を新たな所有者(購入者)へ移す必要がある旨を必ず伝えてください。

変更の際には此処に記載されている**「暗証番号」**が必要です!

**※注意**  
報酬を受け取って、代わりに官公署への登録の申請や変更登録の申請を行うと行政書士法に違反することになるのでご注意ください。  
(変更登録の手続きを代行し、変更手数料400円以上の料金を請求する等)

51

## 変更届出と変更登録どっち？

- Q1. 同じ系列のA店からB店に犬猫が移動した場合
- Q2. 飼い主の姓が変わった場合
- Q3. 同じ家に住む母親から子へ所有者が変更になった場合
- Q4. 繁殖を供していた犬猫を引退させ、引き続き事業者が飼養する場合



52

## 変更届出と変更登録どっち？

- Q1. 同じ系列のA店からB店に犬猫が移動した場合  
➡ 変更届出(手数料：無料)

**所有者(会社)**が変わらないため、所在地が変わっても変更届出でOK！

- Q2. 飼い主の姓が変わった場合  
➡ 変更届出(手数料：無料)

この場合も所有者自体が変わっていないので変更届出でOK！

53

## 変更届出と変更登録どっち？

- Q3. 同じ家に住む母親から子へ所有者が変更になった場合  
➡ **変更登録(手数料：400円)**
- Q4. 繁殖を供していた犬猫を引退させ、引き続き事業者が飼養する場合  
➡ **変更登録(手数料：400円)**

### POINT

変更登録は「**所有者**」そのものが**変更**になった場合のみ！

ただし、同じ「所有者」であっても、**第一種動物取扱業者⇒個人**へ情報を切り替えた場合は**変更登録**となります！

54

## 死亡等の届出(法第39条の8)

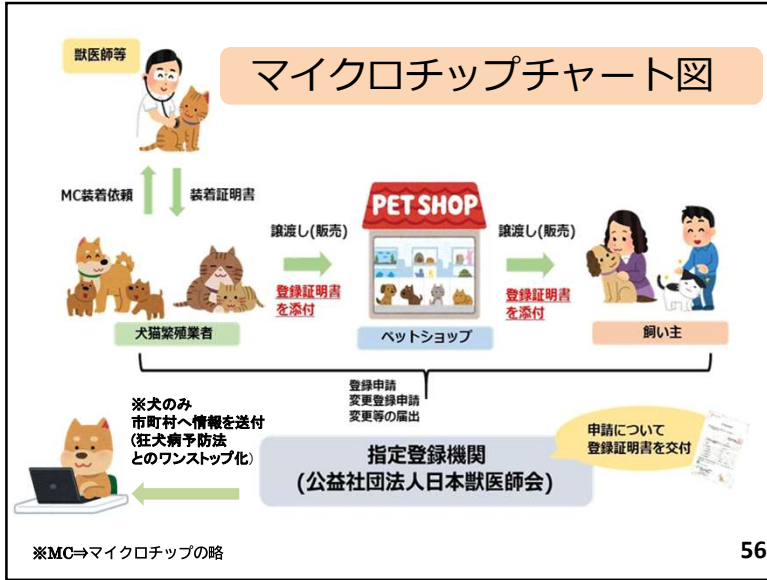
次の事項が発生した場合は、遅滞無くその旨を環境大臣に報告しなければなりません。

- 🐾 登録を受けた犬猫が死亡した時
- 🐾 犬猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当すると獣医師が判断し、マイクロチップを取り外した時



この場合は、事項が無くなった場合速やかに登録を受けなおさなければいけません。

55



### 狂犬病予防法とのワンストップ化

🐾 マイクロチップを装着し、指定登録機関（環境省データベース）に情報を登録した場合、狂犬病予防法に基づく登録の申請があったものとみなされ、**マイクロチップが鑑札**とみなされる特例制度

従来

マイクロチップ≠鑑札  
別途に自治体へ飼犬登録が必要  
鑑札の装着義務あり

特例制度

マイクロチップ=鑑札  
別途に自治体へ飼犬登録をする必要なし  
鑑札の装着義務無し

※狂犬病予防注射済票については変わらず装着の義務あり

58

### 狂犬病予防法とのワンストップ化 ～大阪市では～

🐾 手数料条例等、関連する条例改正を経て**R4.11.1**より施行しました。

メリット

- 🐾 鑑札交付に比べて手数料が安い(電子申請：400円 紙申請：1400円)  
※参考：大阪市鑑札交付手数料 3000円
- 🐾 わざわざ役所に行って飼犬登録をしなくて良い
- 🐾 鑑札着脱によるリスクを防げる

デメリット

- 🐾 自動的に登録されるので、飼い主が登録をした認識を感じにくい  
➡ 購入時にしっかり説明をすることで防げるデメリット
- 🐾 指定登録機関(環境省データベース)以外の登録情報は無効
- 🐾 自治体によってこの制度に参加していない場合がある

59

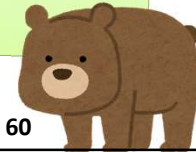
## 特定動物について



### 特定動物とは

動物愛護管理法により定められている、トラ、クマ、ワニなどの人に危害を加えるおそれのある危険な動物

令和2年6月1日より特定動物を愛玩目的等で飼養することが**禁止されました。**



60

## 特定動物について

- 販売に際しても許可が必要
- 交雑種も特定動物に該当する可能性有り

### 罰則等



- 違反して特定動物を飼養し、又は保管した者  
6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金(個人)  
5,000万円以下の罰金(法人)

誤って仕入れ等ないように！

61



## 電子申請について



電子申請で可能な手続き  
(第一種動物取扱業)

- 動物販売業者等定期報告届出
- 第一種動物取扱業変更届出
- 第一種動物取扱業廃業届出
- 業務内容・実施方法変更届出
- 犬猫販売業開始届出
- 犬猫販売業廃止届出
- 飼養施設設置届出
- 登録証亡失届出
- 第一種動物取扱業登録申請取下届出

62



## 電子申請について



電子申請で可能な手続き  
(第二種動物取扱業)

- 変更届出
- 変更届出(10条の7第3項関係)
- 廃業届出
- 飼養施設廃止届出
- 廃業届出 等

動物取扱業の他、飼育動物診療施設及び特定動物に関する手続きも一部有り

63



## 第一種動物取扱業を始める方へのハンドブック

- 第一種動物取扱業を始める方へのハンドブックはこちらからダウンロードできます。



64

## 動画視聴について

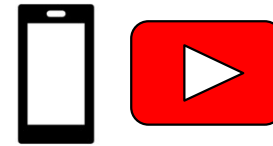


### 令和6年11月1日～

動物取扱責任者研修会の動画をYoutubeで公開

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000514931.html>)

事業所内での勉強会等に利用してください。



### 二次元バーコード



65



## ご清聴ありがとうございました。



- 修了証交付について  
会場出られてすぐの交付スペースにて、受講票と引換えに交付を受けてください。

- もしよろしければ、研修について感想、ご意見お聞かせください  
アンケートに回答をお願いいたします。

アンケートは電子でも提出が可能です。→

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/d86d427b-0997-4b39-98b0-2428d8a2f70a/start>)

Mail: [fc0012@city.osaka.lg.jp](mailto:fc0012@city.osaka.lg.jp)

FAX: 06-6972-9154

大阪市動物管理センター分室

### 二次元バーコード



66